一般社団法人宇部観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱

（総則）

第 1 条 この要綱は、一般社団法人宇部観光コンベンション協会（以下「協会という。）のホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定める。

（広告の基準）

第 2 条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とし、バナー広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）が公共性を損なう恐れのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 政治性又は宗教性のあるもの
(4) 社会問題についての主義主張にあたるもの
(5) 個人又は団体の意見広告に関するもの
(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が協会ホームページを 媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

（広告の掲載位置等）

第 3 条 広告の掲載は、協会ホームページのトップページに 10 枠程度とし、掲載位置は、協会が定める掲載位置とする。

（広告の規格等）

第 4 条 広告はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。なお、アニメーションは不可とする。

(1) 大きさ横 194 ピクセル×縦 66 ピクセル又は横 214 ピクセル×縦 60 ピクセル
(2) 画像形式 PNG 形式・JPEG 形式
(3) 容量 50KB 以下

（広告の掲載料）

第 5 条広告掲載料は、別表１のとおりとする。

２ 広告掲載期間中、協会の都合でホームページが閉鎖した場合は、閉鎖期間に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖期間が１日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告の掲載期間等）

第 6 条 広告を掲載する期間は、１か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

（広告掲載の申込み）
第 7 条 広告の掲載を希望する広告主は、掲載を希望する日の 3 月前から 1 月 前までに、ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）にて申し込まなければならない。
2 第 4 条に規定する掲載件数を超えるときは、協会は申し込みを受け付けない。

（掲載料の納付）
第 8 条 広告主は、広告の掲載を開始する日の 10 日前までに、掲載期間に係る 掲載料を一括して納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）
第 9 条 広告主は、第 5 条に規定する規格により広告の原稿を作成し、広告の 掲載を開始する日の 10 日前までに協会に提出しなければならない。

（広告主の責任）
第 10 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（取りやめの申出）
第 11 条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により協会に申し出なければならない。

（契約の解除）
第 12 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。
(1) 広告の内容が第 2 条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
(2) 広告主として適当でないと認められるとき。
(3) 広告主が第 8 条の規定に違反して 10 日前までに掲載料を納付しないとき。
(4) 広告主が第 9 条の規定に違反して 10 日前までに広告の原稿を提出しな いとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。
2 協会は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、書面により広告主 に通知するものとする。

（掲載料の返金）
第 13 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

（委任）
第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

別表１

期間	タイプ	一般料金	会員料金
１ヵ月	Ａ	１０，０００円	６，０００円
	Ｂ	７，０００円	４，０００円
６ヵ月	Ａ	５０，０００円	３０，０００円
	Ｂ	３５，０００円	２０，０００円
１年	Ａ	９０，０００円	５４，０００円
	Ｂ	６３，０００円	３６，０００円

※消費税込みの金額

※Ａ：トップページを含む全ての頁

　Ｂ：トップページ以外の頁